

## 若者・女性部会運営要領

### (設置)

第1条 岩手県附属機関条例（令和5年岩手県条例第4号）第7条第1項の規定に基づき、岩手県総合計画審議会に若者・女性部会（以下「部会」という。）を置く。

### (所掌)

第2条 部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 若者及び女性から、より一層選ばれる岩手を実現するための基本的な方向性等の検討に關すること。
- (2) その他「いわて県民計画（2019～2028）」の推進に当たって必要な事項に關すること。

### (組織)

第3条 部会は、委員8名以内で組織し、岩手県総合計画審議会の委員及び専門委員をもって構成する。

2 部会の委員の任期は、2年以内とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (部会長及び副部会長)

第4条 部会に、部会長及び副部会長を各1名置く。

2 部会長及び副部会長は、委員の互選によって定める。

3 部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第5条 部会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、知事が任命する。

3 オブザーバーは、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第6条 部会は、知事が招集する。

2 部会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 部会は、必要に応じて専門的知見を有する者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、政策企画部政策企画課において処理する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、令和7年12月1日から施行する。